

【参考】

電気通信主任技術者及び工事担任者の資格について

I 電気通信主任技術者（電気通信事業法第45条）

1 電気通信主任技術者は、電気通信事業者の事業用電気通信設備の工事、維持及び運用に関する事項を監督するために必要な資格です。

2 電気通信主任技術者資格者証の種類と監督の範囲

資格者証の種類	監督の範囲
伝送交換主任技術者	電気通信事業の用に供する伝送交換設備及びこれに附属する設備の工事、維持及び運用
線路主任技術者	電気通信事業の用に供する線路設備及びこれらに附属する設備の工事、維持及び運用

3 電気通信主任技術者試験の科目

- (1) 電気通信システム
- (2) 専門的能力
- (3) 伝送交換設備及び設備管理（線路主任技術者は、線路設備及び設備管理）
- (4) 法規

II 工事担任者（電気通信事業法第71条）

1 工事担任者は、電気通信回線設備に端末設備または自営電気通信設備の接続工事を行い、監督する者の資格です。

2 工事担任者資格者証の種類と工事の範囲

資格者証の種類	工事の範囲
A I 第一種	アナログ伝送路設備（アナログ信号を入出力とする電気通信回線設備をいう。以下同じ。）に端末設備等を接続するための工事及び総合デジタル通信用設備に端末設備等を接続するための工事
A I 第二種	アナログ伝送路設備に端末設備等を接続するための工事（端末設備等に収容される電気通信回線の数、50以下であって内線数が200以下のものに限る。）及び総合デジタル通信用設備に端末設備等を接続するための工事（総合デジタル通信回線数が毎秒64キロビット換算で50以下のものに限る。）

A I 第三種	アナログ伝送路設備に端末設備を接続するための工事（端末設備に収容される電気通信回線の数、1のものに限る。）及び総合デジタル通信用設備に端末設備を接続するための工事（総合デジタル通信回線の数基本インターフェースで1のものに限る。）
DD 第一種	デジタル伝送路設備（デジタル信号を入出力とする電気通信回線設備をいう。以下同じ。）に端末設備等を接続するための工事。ただし、総合デジタル通信用設備に端末設備等を接続するための工事を除く。
DD 第二種	デジタル伝送路設備に端末設備等を接続するための工事（接続点におけるデジタル信号の入出力速度が、毎秒100メガビット(主としてインターネットに接続するための回線にあっては、毎秒1ギガビット)以下のものに限る。)ただし、総合デジタル通信用設備に端末設備等を接続するための工事を除く。
DD 第三種	デジタル伝送路設備に端末設備等を接続するための工事（接続点におけるデジタル信号の入出力速度が毎秒1ギガビット以下であって、主としてインターネットに接続するための回線に係るものに限る。）ただし、総合デジタル通信用設備に端末設備等を接続するための工事を除く。
A I・DD 総合種	アナログ伝送路設備又はデジタル伝送路設備に端末設備等を接続するための工事

3 工事担任者試験の科目

- (1) 電気通信技術の基礎
- (2) 端末設備の接続のための技術及び理論
- (3) 端末設備の接続に関する法規

Ⅲ 国家試験について

電気通信主任技術者資格、工事担任者資格の試験は、電気通信国家試験センター（一般財団法人日本データ通信協会）で、受験申請者の受付、試験実施、試験結果通知までを一括で執り行われています。

電気通信国家試験センターのホームページでは、各資格の受験申請手続き、試験科目詳細、全国の認定校などをご覧いただけます。

<http://www.shiken.dekyo.or.jp/index.html>